

定額タクシー（タクシー運賃補助制度）実証運行の実施について

1 目的

那須町地域公共交通計画に基づき、一般タクシーの活用が可能な地域において、定額タクシーによる輸送を実施することにより、利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

2 実証運行期間

令和5年10月1日（日）～令和6年9月30日（月）

※月曜日～金曜日の午前8時～午後5時までとし、土曜日、日曜日は運休とする。

3 乗降場所

自宅と目的地側停留所のみを結び運行するものとする。

目的地側停留所は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------|
| ・黒田原駅 | ・糸齒科医院 |
| ・那須町役場 | ・なすの苑 |
| ・ゆめプラザ那須 | ・黒田原まちなか広場 |
| ・那須町ゆうゆうセンター | ・ダイユー黒田原店 |
| ・田崎医院 | ・ファミリーマート黒田原店 |
| ・塩田医院 | ・セブンイレブン黒田原店 |
| ・三田歯科医院 | ・足利銀行黒田原支店 |
| ・カワチ薬品黒田原店 | ・那須信用組合黒田原支店 |
| ・余笹川ふれあい公園 | ・大田原信用金庫黒田原支店 |
| ・那須高等学校前 | ・スーパーせきマート |
| ・那須野農協那須支店 | ・那須町文化センター |
| ・コメリ那須店 | ・那須町スポーツセンター |
| ・立花医院 | ・那須町上下水道課 |
| ・塚原歯科医院 | ・那須まちづくり広場 |

4 運行事業者

町内に事業所を置き、かつ町内を運行区域として道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運行事業者とする。

5 利用者の範囲

対象地域内に住民登録のある者とする。

6 対象地域

黒田原駅を中心として概ね半径4kmの範囲内に入る行政区

音羽町1、音羽町2、音羽町3、音羽町4、幸町1、幸町2、幸町3、本町1、本町2、本町3、相生町1、相生町2、相生町3、旧黒田、新黒田、新黒田住宅、前原、前原団地、黒田団地、ウイングヴィーナス、上ノ原団地3、法師畑、上ノ原、小羽入、立岩、新小羽入、下川、よささ、上川、松ノ倉、吉田下、西田、茶臼、籬鉾、西大久保、塩阿久津上、石住、水塩大久保、落合、田中、前久保、秋山沢、狸久保、東狸久保、柏、高久、高久団地、後藤橋、小島1、小島2、大島1、喜和田、漆塚上、漆塚下、新田、羽原、逃室1、逃室2、逃室3、新逃室、針生、松沼、弥次郎、白井、吉ノ目、上下田、中の川、大平、塩阿久津下

7 利用者登録

定額タクシーを利用しようとする者は、あらかじめ町に利用者登録を行うものとする。町は、登録者へ利用者カードを発行する。

8 利用方法

定額タクシーを利用する時は、通常のタクシー利用と同様に、タクシー会社に連絡し利用する。その際、タクシー乗務員に利用者登録証を提示しタクシー運賃に応じた利用料金を支払う。

9 利用料金

タクシー運賃	利用料金
601円～1,200円まで	600円
1,201円以上	700円

※料金は1台当たりの料金です。2人以上で利用する場合は、1人当たりの負担が少なくなります。

10 運行料の支払い

町は、タクシー運賃と利用料金の差額を運行料として運行事業者に支払う。